

ご利用の場合は、下記をご確認ください。

1. 預入できないもの

- (1) 現金その他、貴重品、有価証券、パスポート、その他貴重品と判断したもの
- (2) 遺骨、位牌、美術品全般
- (3) 動物・植物・魚介類
- (4) 揮発性、または爆発物等の危険品及び化学薬品類等
- (5) 鉄砲、刀剣類及び犯罪用に供されるおそれのあるもの
- (6) 臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの、不潔なもの
- (7) 法律で所持携帯を禁じられたもの
- (8) その他保管に適さないと認められるもの

2. 預入料金

1日1個1回につき500円

3. 預入れ期間

預入時から当日午後5時まで

※当日、預入期間を過ぎた場合、1回分の追加料金を加算します。以後同等。

4. 預入期間経過後の処理

預入期間を超え、なお連絡のない場合、預入開始日から数えて7日間保管します。

但し、この場合もこの約款の規程によります。

5. 預入できないものを預けた場合等の処理

預入期間中及び預入期間経過後保管中において、その預入品が第1項（預入できないもの）に該当する疑いのある時は、当方においてその実情に応じ、開披、保管破棄、そのほか適切な処理をすることがあります。

6. お引き取りのない場合等の処理

7日を経過してもお引き取りのない預入品は、当方において所定の処分をし、その代金は保管料その他の費用に充当します。

7. 事故による責任

次の各号の場合は、預入品の滅失、または毀損等の損害を生じても当方はその責任を負いません。

- (1) 「1. 預入できないもの」に掲げる品への滅失、または毀損等の損害
- (2) 天災事変等の不可抗力による場合
- (3) 司法権等の発動により関係官公署から、週用品を押収又は証拠品として提出を求められた場合
- (4) 第三者の不法行為による滅失または毀損等の損害
- (5) その他、当方の責めに帰さない場合

8. その他

期間経過の預入品のお渡し場所及びお問合せ場所

一般社団法人 Expe

住所：島根県松江市殿町43カラコロ工房3F

TEL:0852-20-7000

営業時間：午前10時～午後5時

手荷物一時預り証（正）

※私は貴センターの手荷物一時預り約款を了解した上で手荷物を一時預けます。

署名：_____

※手荷物取扱時間：平日午前10時～午後5時

手荷物一時預り証（副）

※私は貴所の手荷物一時預り約款を了解した上で手荷物を一時預けます。

署名：_____

携帯電話：_____

住所：_____